

では、国保税の税収を見てみましょう。

国保の財政総支出額は、表5のとおり5年間で30%増になっています。これに対し、国保税収入額は、3%増にとどまり、国保財政は苦しい状態が続いています。

表5 国保財政支出にしめる国保税収入の状況

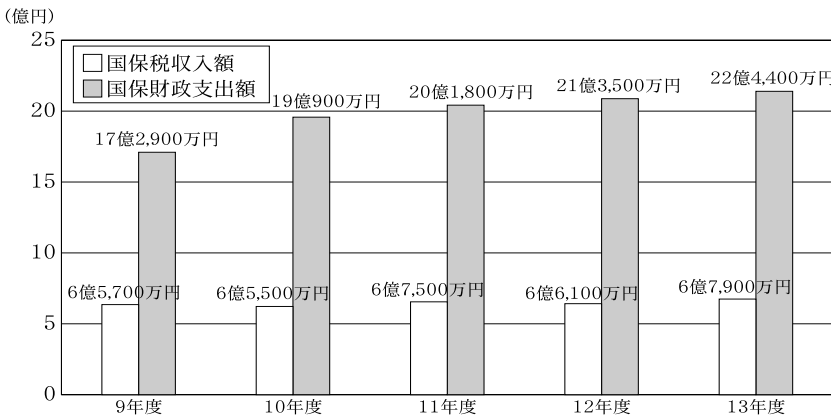


表6 平成14年度国民健康保険税税率表

	国民健康保険税	
	医療分	介護分
①所得割額	課税標準額×7.1% <small>課税標準額とは、前年の総所得金額から33万円を控除した金額です。</small>	課税標準額×0.7%
②資産割額	課税標準額×30% <small>課税標準額とは、14年度の土地・家屋の固定資産税額です。</small>	課税標準額×6.5%
③均等割額	1人 22,000円	1人 5,400円
④平等割額	1世帯 28,000円	1世帯 3,100円
最高限度額	530,000円	70,000円

か。な。こ。う。な。の。ど。し。や。う。か。
国保税の税率はどう

平成14年度の国保税（医療分・介護分）の税率は、表6のとおりで、平成13年度のまま据え置きとなっています。なお、40歳から64歳までは介護保険の第2号被保険者となり、世帯主が医療分と介護分を合わせて国保税として納めることになっています。

国保税の計算方法

○年税額は

- ①所得割額②資産割額③均等割額④平等割額の合計額です。

○低所得者の世帯に対しては、均等割・平等割が減額されます。ただし、所得の申告をされていない方は対象になりません。

○減額割合は、世帯の前年中の所得に応じて、それぞれ7割、5割、2割軽減（対象者の申請が必要）があります。

○国民健康保険税の支払いは、平成14年7月から平成15年3月までの9回です。

